

あなたも**今**から **年金を増や**せます！



▶ 問合せ 役場保険医療課

月々400円の支払いで将来の年金を増やす

国民年金に保険料を納付中の人は希望により利用することができます。

月々の定額保険料に加えて、付加保険料(400円)をプラスして納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金に付加年金額を上乗せして受け取ることができます。

付加年金額の計算式 $200 \text{ 円} \times \text{付加保険料の納付月数}$

付加保険料を5年間(60月)納めた場合

$400 \text{ 円} \times 60 \text{ 月} = 24,000 \text{ 円}$ 納めると
1年間に受け取る付加年金額は

$200 \text{ 円} \times 60 \text{ 月} = 12,000 \text{ 円}$ の増額(年間)
2年間で納めた金額と同額になり、
その後はお得です。

ポイント

- ・手続きした月の分から納めることができます
- ・国民年金基金に加入している人、第3号被保険者(厚生年金・共済組合の扶養の人)は、申込みできません
- ・自由に加入、脱退することができます(届出が必要)

手続きに必要なもの ①年金手帳 ②認印

60歳からの任意加入で将来の年金を増やす！

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れ等により、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。



ポイント

- ・任意加入は原則口座振替になります
- ・手続きした月の分から納めることができます
- ・保険料免除等は利用できません
- ・老齢基礎年金を繰り上げ請求した場合は申込みできません

手続きに必要なもの

①年金手帳 ②預金通帳 ③預金通帳届出印
④認印 ⑤共済年金に加入していた人はその加入期間数を証明するもの

問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570-011-050 (月～金曜日、第2土曜日開設)

半田年金事務所 ☎ 21-2322

開設時間 月～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

※自身の年金記録は、ねんきんネットでご確認ください <http://www.nenkin.go.jp/>